

1. 事業説明シート

事業名	農地防災事業 [防災重点農業用ため池緊急整備事業 (国補)]	事業箇所	北杜市高根町下黒澤	地区名	ひがしいり 東入	事業主体	山梨県
------------	-----------------------------------	-------------	-----------	------------	-------------	-------------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景
 本ため池は北杜市北部に位置し、稲作が盛んな本地域の水田用水を確保するための重要な農業用施設である。
 一方で、本ため池は築造から90年以上が経過しており、機能診断の結果、堤体が地震発生時における所定の基準を満たしていないことが判明した。
 ため池の下流域には人家等があり、大規模な地震または豪雨により決壊した場合、甚大な被害を及ぼすおそれがあるため、早期に防災工事を実施し、住環境の安全、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るものである。

②整備目標・効果

□主要目標 ○洪水被害危険度の軽減
 ・ため池決壊の構造的危険度 70点 \geq 67点※
 ・ため池決壊に伴う下流域への影響度 14点 \geq 9点※

□副次目標 ○農業用排水能力の向上
 ・施設老朽度 (使用年数95年) \div (耐用年数40年)
 =2.38 \geq 1.00※
 ・用排水能力向上率 (計画排水能力1.77m³/s) \div
 (現況排水能力1.10m³/s) =1.61 \geq 1.0※
 (※評価基準値)

□副次効果 ○農地の保全 (農地の埋没の恐れあり)
 ○既存施設の崩壊危険性の排除 (主体構造物である)

(3) 事業の妥当性評価 妥当 妥当でない

①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か)
 ・本地区の整備は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に位置づけられている国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等の集中的かつ計画的な推進に資するものであり、行政が行うべきである。

②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか)
 ・土地改良法施行令第50条第1項1の3により県が事業主体となって行うべきものである。

③経済妥当性

総事業費		250 百万円	工期	R6 ~ R9	基準年	R5
経済効率性	費用	279 百万円		便益	312 百万円	
	事業費用	168 百万円		災害防止効果	314 百万円	
	その他費用	111 百万円		維持管理費節減効果	-2 百万円	
	B/C		1.1			

費用便益比 (B/C) は、国の採択基準1.0を超えている。

④事業実施・規模の妥当性
 ・災害に強い施設に改善する上で必要な整備量としている。

⑤整備手法の有効性
 ・受益面積規模、事業対象工種から、防災重点農業用ため池緊急整備事業で対応することが妥当である。

⑥環境負荷等への配慮
 ・ため池は、生物の多様性の確保をはじめ多面的な機能を有する施設であることから、周辺環境との調和に配慮する。

⑦事業計画の熟度
 ・早期着工の要望有り

(2) 整備内容

①整備内容 堤体工 N=1箇所

②着手年度 令和6年度 **③完成見込年度** 令和9年度

④総事業費 約250百万円
 (国費137.5百万円(5.5/10) 県費85百万円(3.4/10)
 市費27.5百万円(1.1/10))

⑥年度別の整備内容 (事業費)

令和6年度	測量・地質調査・設計	30 百万円
令和7年度	堤体工	100 百万円
令和8年度	堤体工	100 百万円
令和9年度	付帯工	20 百万円

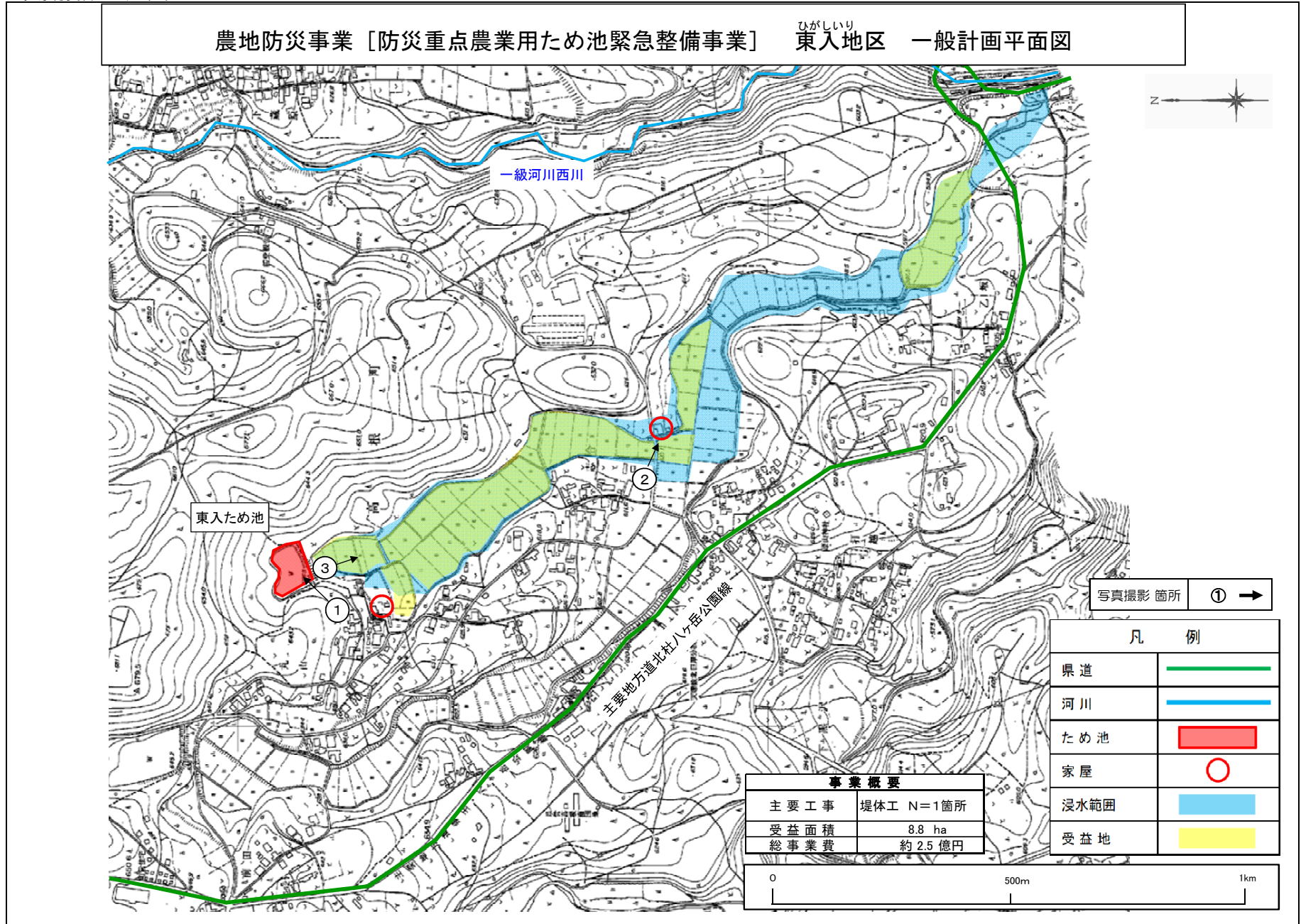
※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費
 ・該当なし

総合評価 [貢献度ランク : a]

(4) 事業位置図等

地理院地図 (国土院) を加工して作成



2. 添付資料シート (2)



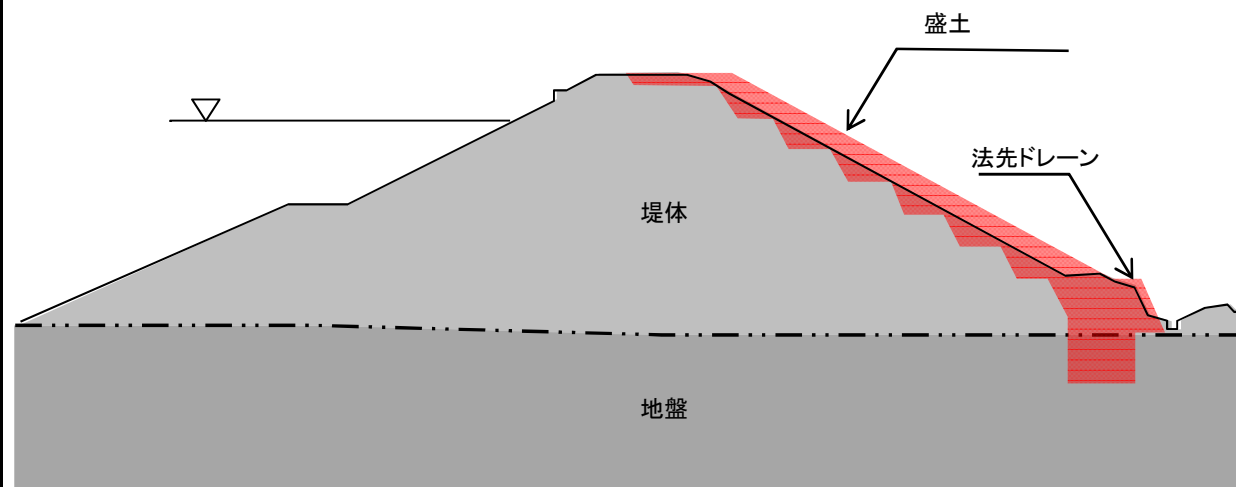
① 東入ため池 全景
貯水量 12,500m³、堤高 H=7.3m



② ため池下流には人家があり、大規模地震の際には甚大な被害のおそれがあるため、早急に対策を講じる必要がある。



③ ため池下流の受益農地の状況



耐震対策

盛土(堤体の補強)
→堤体の安定性確保

豪雨対策

・洪水吐の改修
・緊急放流工の改修
→豪雨時の
安全性向上

ため池の健全な機能の発揮